

(あて先) 各部課かい長

成田市長 小 泉 一 成

平成 27 年度当初予算編成方針

我が国の経済は、国の経済政策により、景気は緩やかな回復基調にあるとされているが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが期待されている。しかしながら、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなどが、景気を下押しするリスクとなっていることから、引き続き状況を注視していく必要がある。

国の財政状況は、人口の減少、高齢化率の上昇等を要因とした歳入歳出の不均衡による恒常的な歳出の増加に加え、東日本大震災を始めとした自然災害への対応により財政赤字が継続しており、平成 26 年度予算では年度末の長期債務残高が 1,010 兆円、GDP 比 202%となる見込みであり非常に厳しい状況が続いている。

しかし、今後は一連の経済政策による景気の回復を基礎に、経済成長を通じた税収の増加等を実現するとともに、裁量的経費のみならず義務的経費も含めた聖域なき歳出削減により、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指すとしている。

一方、本市では、平成 25 年度決算における財政力指数が 1.255、経常収支比率が 82.6%となるなど各種財政指標において、引き続き、財政運営の健全性が保たれていることを示している。

今後の財政状況を考えると、歳入では、市町村合併に伴う特例による普通地方交付税が、平成 28 年度から段階的に縮減されるが、自主財源の根幹となる市税では、景気の動向に左右されず安定的な収入が見込める本市税収の約 6 割を占める固定資産税が、新築家屋や企業の設備投資の増加等によって、今後も増収が期待できるなど、市税全体としても堅調に増加することが見込まれる。

また、消費税率の引上げに伴い、歳出では物件費や普通建設事業費等の増加の影響が見込まれるが、歳入においても地方消費税交付金が増収となり、経常一般財源の総額は今後も増加傾向にある。

しかしながら、歳出面では、高年齢職員の大量退職による人件費の減少傾向はあるものの、扶助費、公債費といった義務的経費や公共施設の維持・更新経費の増大が見込まれるほか、少子高齢化対策、空港と周辺地域の継続的な発展と騒音対策の充実、東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えたスポーツツーリズムの推進、国家戦略特区の推進による新たな都市構想の実現など、本市が取り組むべき課題が山積しており、事業の選択と集中により、限られた財源を効率的かつ効果的に配分することが求められる。

このような中、本市の施策や事業を計画的に推進するための実施計画「総合 5 年計画 2011」については、平成 27 年度が計画期間の最終年度であり、その成果と課題を共有するとともに、実効性を確かなものとし、最新の社会経済情勢や国及び県の動向、本市の財政状況に基づいて次期総合計画へと続くよう、事業計画を見直すローリングを実施したところであり、「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」というスローガンのもと、国家戦略特区の推進による新たな都市構想の実現や、子ども・子育て支援新制度における各種取組などを重点施策として推進するとしたところである。

したがって、平成 27 年度の予算編成においては、「総合 5 年計画 2011」の仕上げの年として、計画事業を着実に推進するとともに、次期総合計画の策定も見据え、日本一住みよいまち成田、住んでみたいまち成田の実現に向けて、地域経済の活性化、地域活力の創出につながる施策を積極的に進めることで、さらなる自主財源の確保につなげるという好循環を生み出し、本市が将来にわたり持続的に発展を続けていくことを主眼に置くものとする。

1 総括事項

(1) 年間予算の編成

予算編成に当たっては、国及び県、経済の動向に注意し、総計予算主義の原則に基づき、予定される歳入歳出を的確に把握し、関係部課と密接な連絡を図りながら年間予算の編成を行うこと。

なお、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係費等緊急なもの又は当初予算編成の段階で特に協議したもののほかは行わない方針である。

(2) 現行行財政制度による編成

国の予算、地方財政計画等が決定されていないため、原則として現行行財政制度に基づき編成する。

ただし、国の政策決定がなされたものや、国及び県の予算案等が判明したものについては、予算編成途中で修正する。特に、歳入における補助負担金の新設や削減、廃

止等、また、歳出における扶助費等の新設については、国及び県の動向を注視し、情報収集を的確に行うこと。

なお、条例等制度の改正が前提となるものについては、予算編成と並行して庁議等に諮ること。

(3) 「総合5か年計画2011」との整合

ローリング後の「総合5か年計画2011」との整合を図りながら、計画の実現に向けて積極的に取り組むこと。なお、特段の事情により計画外で実施すべき事業がある場合は、事前に企画政策課と協議すること。

(4) 行政評価等の反映

実施計画のローリングと同時に実施した行政評価における事務事業評価及び市民満足度調査の結果と整合させること。

なお、議会及び監査委員からの意見については、これを十分に参酌し、早期に対応すべきものについて計上すること。

(5) 行政改革大綱等の予算編成への活用

「成田市第5次行政改革大綱」に示された基本的な考え方にに基づき、成田市行政改革推進計画（平成25～27年度）」に計上された取組事項の進捗状況を検証するとともに、新たな財源確保や経費の削減に積極的に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政経営に努めること。

(6) 経常的経費に係る予算編成権とインセンティブ措置

経常的経費に属する事業費については、各部局に配当するので、部局長のリーダーシップの下、PDCAサイクルを念頭に置き、各事務事業について、必要性、緊急性、費用対効果等あらゆる角度から再検証し、自ら工夫した予算編成を行うものとする。

また、各部局に配当した経常的経費に係る一般財源を削減し、その財源を新規事業又は拡充に充てる場合は、その事業に係る予算額を優先的に措置するものとする。

(7) 特別会計の財政運営

特別会計においては、設置目的に従い、経営の合理化と経費の節減に努めるとともに、財源の確保を積極的に図り、一般会計からの繰入れについては、その繰出基準の範囲内とすることを基本とする財政運営の確保を図ること。

2 重点施策

実施計画のローリングを踏まえ、「住んでよし、働いてよし、訪れてよし」、「次世代に誇れる空の港まち」、「生涯を完結できるまちづくり」の実現に向けて、平成 27 年度の重点施策は次のとおりとする。

(1) 国家戦略特区の推進による新たな都市構想の実現

東京圏の一部として国家戦略特区に指定された好機を活かし、本市が将来にわたり持続的に発展していけるよう、提案した国際医療学園都市構想、エアポート都市構想の実現を図る。

(2) 安心して子どもを産み、子育てができる環境づくり

「子ども・子育て支援新制度」に基づく取組を推進することにより、幼児期の学校教育や保育、地域の子育ての支援や質の向上を進めるとともに、不妊・不育治療を受けている方の経済的負担を軽減する支援など、安心して子どもを産み、子育てができる環境をつくる。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えたスポーツツーリズムの推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催という好機を逃すことなく、本市の一層の発展につなげるため、オリンピック合宿の誘致や、そのための基盤整備を積極的に進めるなど、スポーツツーリズムを推進し、市内への観光誘致や経済振興に結び付ける。

(4) 次代を担う子どもたちが学ぶ教育環境の整備

大栄地区における学校適正配置の取組を進めるとともに、学校施設の大規模改修や耐震化、トイレの洋式化、学校給食共同調理場の建設等を進め、子どもたちにとって良好な教育環境を整備する。

(5) 空港周辺地域の生活環境の整備充実

騒音、環境対策、地域共生策などに十分配慮しながら、共同利用施設や騒音地域集会所等の整備を進めるなど、空港周辺地域の生活環境を改善するための事業に取り組む。

(6) 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉環境の充実

自立相談支援や住居確保給付金の支給など、生活困窮者に対する地域の支援体制を構築するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケア体制の整備を進める。また、引き続き、高齢者の移動手段の確保や新たな活動拠点の運営、障がい者の雇用促進等に取り組む。

(7) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

大規模災害に備え、災害情報の収集・提供機能の強化、避難所における備蓄体制や給水体制の充実を図る。また、消防庁舎の整備や防犯灯の整備促進など、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

(8) 観光のまち成田の魅力発信と地域経済の活性化

国内外の就航地に対するシティーセールスの強化、観光物産館における観光情報の提供や物産の販売など、「観光のまち成田」の魅力を発信する。また、中小企業創業支援の推進、農業者支援の充実、輸出促進の拠点機能も含む市場整備の検討など、地域の特性を活かした地域経済の活性化に取り組む。

(9) にぎわいがあり、快適な市街地の整備

J R・京成成田駅中央地区や表参道の整備を進め、国際空港都市に相応しい景観の創出と安心安全な歩行者動線を確保するとともに、土地区画整理事業を推進し、にぎわいがあり、快適な市街地を整備する。

(10) 市民が快適に暮らせ、自然環境にやさしいまちづくりの推進

快適な市民生活を支える都市公園などの生活基盤の整備を促進するとともに、公共施設への太陽光発電設備の導入や余熱を利用した温浴施設の整備、生活排水対策の充実など、自然環境にやさしいまちづくりを推進する。

3 個別的事項

予算見積書の作成に当たっては、総括的事項及び重点施策を踏まえたうえで、次に掲げる個別的事項に留意すること。

なお、経常的経費については、各部局を単位として配当額を提示するので、各部局の権限において、優先順位付けによる取捨選択及び創意工夫に努め、これを限度として編成するものとする。

(1) 歳入に関する事項

① 市税

税制改正、経済動向を十分に勘案し、确实かつ最大限の年間収入見込額を計上すること。特に、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、交付金

国の予算編成状況と地方財政計画の策定の方向を見極めて、的確な収入見込みを計上すること。

③ 国庫支出金、県支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき取捨選択のうえ計上すること。

また、国及び県の動向を注視し、制度の創設、拡充、縮減、廃止等の状況把握に努め、関係機関と十分連絡をとり、的確な見積りを行うものとする。

④ 分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

総体的に住民サービスの向上を図るためには、受益者に応分の負担を求めることは、重要な要素であることを十分に認識し、住民負担の公平性の確保の観点と受益者負担の原則に立って、関係事務事業費の動向に即応して見直しを行い、公正な費用負担の確保に努め、見直し後の年間収入見込額を計上すること。

また、未収金については、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

⑤ 市債

市債の活用にあたっては、適債性、将来の財政負担を十分検討のうえ、基礎的財政収支を意識して見積りを行うものとする。

⑥ その他

零細又は捕捉困難な収入についても、なおざりにすることなく収入の増加に努めること。また、市が所有している財産の有効活用、不要な物品の売却、あるいは広告収入等の新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の徹底的な見直しを行い、“最少の経費で最大の行政効果”を挙げることを目標とすることはもとより、公と民の適切な役割分担が確保されているか、事業の果たす役割が終了していないかなど改めて検証を行い、執行経費の公平性、透明性に十分留意のうえ計上すること。

① 人件費

職員の適正な配置及び事務の簡素化、合理化を推進すること。

② 物件費等

旅費や物件費等の消費的経費については、徹底的に事務の洗い直しを行い、その削減に努めること。

旅費：全国的なものは、原則廃止。審議会等の視察は、必要最小限度を旨とし、隔年、日帰りを原則とする。

消耗品・備品等：物品の調達に当たっては、グリーン購入に努めること。また、課内で物品を使用しなくなった時は、部内あるいは庁内に情報を発信し、リユースに努めること。

食糧費：必要性を再検討のうえ、削減に努めること。

図書・追録・新聞等：パソコンの普及に伴いインターネットを最大限に活用することにより情報収集に努め、図書、追録、新聞等あらゆる面において再検討し、削減すること。

維持管理委託：施設・設備の長寿命化を図るため、日常の保守管理に必要な委託項目をチェックし、仕様を検討すること。

③ 維持補修費

保守点検委託等の報告に留意し、施設の現況を的確に把握し、優先度の高いものから年間の枠の中で計画的に執行できるように努めること。

④ 補助金、負担金

補助金及び負担金については、改めて公益性を考査し、既に目的を達したものの、効果が少ないもの等については、積極的に整理を行い、他のものについても時限等を設けるなど、自主性・自立性を尊重する観点から、全般にわたり抜本的な見直しを行うこと。

また、各種団体に対する運営費補助金については、収益を上げることを目的とす

るものではないことを改めて認識し、繰越金等、その団体の収支状況を的確に把握し、慣例的な要求をすることなく、適正な額の算定に努めること。

なお、負担金は、原則として各負担金審議会の承認を得たもののみ計上すること。

⑤ 補助事業

国、県、市間の経費負担区分の明確化を図り、超過負担の解消については、積極的に関係機関に働きかけ、財政秩序の確立に努めること。また、国及び県からの委託事業については、委託金の範囲内で賄うことを原則とする。

⑥ 投資的経費

「総合5か年計画2011」における計画事業を計上し、事業費の精査を図ること。

⑦ 消費税

消費税率の引上げの対応については、実施計画との整合を図るため、実施計画システム要領に示した計上方法と同様の対応とすること。